

平成26年度

訪 問 介 護

集 団 指 導 資 料

香川県健康福祉部 長寿社会対策課  
高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成27年3月11日、12日

## (1) 平成27年度介護報酬改定の概要

### 改定事項と概要

#### (1) 20分未満の身体介護の見直し

- 訪問介護における身体介護の時間区分の1つとして、新たに「20分未満」を位置づける。
- 日中と夜間・深夜・早朝の算定要件を共通とした上で、算定対象者を見直し、要介護1及び2の利用者については、認知症等により、短期間の身体介護が定期的に必要と認められる場合には算定を可能とする。

#### (2) サービス提供責任者の配置基準等の見直し

- 中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所の特定事業所加算による加算として評価する。
- 複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合のサービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する(運営基準事項)。

#### (3) 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い

- 介護福祉士への段階的な移行を進めるため、平成27年4月以降は訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算割合を引上げる。

#### (4) 生活機能向上連携加算の拡大

- 通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職と共同して、利用者の身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合について、新たに加算の対象とする。

#### (5) 訪問介護と新総合事業を一体的に実施する場合の人員等の基準の取扱い

- 訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第1号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備等の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずる(運営基準事項)。

39

#### ① 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

(訪問介護) 身体介護が中心である場合

所要時間20分未満	171 単位	⇒	165 単位
所要時間20分以上30分未満	255 単位	⇒	245 単位
所要時間30分以上1時間未満	404 単位	⇒	388 単位
所要時間1時間以上の場合	587 単位	⇒	564 単位
1時間から所要時間30分ごと	83 単位	⇒	80 単位

(訪問介護) 生活援助が中心である場合

所要時間20分以上45分未満	191 単位	⇒	183 単位
所要時間45分以上	236 単位	⇒	225 単位

(訪問介護) 通院等乗降介助

101 単位 ⇒ 97 単位

身体介護に引き続き生活援助を実施する場合

(生活援助) 所要時間20分以上45分未満

70単位(210単位を限度とする。) ⇒ 67単位(201単位を限度とする。)

(介護予防訪問介護)

介護予防訪問介護費(Ⅰ)	1,226 単位/月	⇒	1,168 単位/月
介護予防訪問介護費(Ⅱ)	2,452 単位/月	⇒	2,335 単位/月
介護予防訪問介護費(Ⅲ)	3,889 単位/月	⇒	3,704 単位/月

## ② 20分未満の身体介護の見直し

在宅における中重度の要介護者の支援を促進するため、訪問介護における身体介護の時間区分の1つとして「20分未満」を位置づける。

また、現行の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」又は「実施に関する計画を策定している」場合について、日中と夜間・深夜・早朝の算定要件を共通のものとした上で、算定対象者を見直し、要介護1及び要介護2の利用者については、認知症等により、短時間の身体介護が定期的に必要と認められる場合には、算定を可能とする（要介護1及び要介護2の利用者に対する「20分未満の身体介護」の算定については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」訪問介護事業所に限る。）。この場合には、従前どおり、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることを求めないが、「20分未満の身体介護」を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする要件の見直しを行う。

### ※ 算定要件等（身体介護（20分未満））

#### ○ 身体介護の時間区分の1つとして「20分未満」を位置づける

- ・ 全ての訪問介護事業所において算定が可能
- ・ 前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることが必要

#### ○ 頻回の訪問（前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの）については、以下の全ての要件を満たす場合に算定する。

##### 〈利用対象者〉

- ・ 要介護1から要介護2の者であって認知症の利用者又は要介護3から要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者
- ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議が、3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者

##### 〈体制要件〉

- ・ 常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制がある
- ・ 次のいずれかに該当すること。

ア 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている

イ 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している（要介護3から要介護5の利用者に限る。）

#### ○ 頻回の訪問を含む20分未満の身体介護算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）の範囲内とする。

## 2. 訪問介護（1）＜参考＞ 20分未満の身体介護の見直し

- 改正前の20分未満の身体介護は、頻回の訪問（いわゆる「2時間ルール」を適用しないもの）を前提とし、算定する時間帯ごとに算定要件が異なる。
- 改正後の20分未満の身体介護は、通常の訪問については、全ての訪問介護事業所において、要介護度に関わらず算定できる。また、頻回の訪問については、当該訪問介護事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合等に算定できる。

(1) 通常の訪問介護（2時間ルールが適用されるもの）

	通常の訪問介護事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の状況	
		指定あり	実施予定
日中	制度なし		
夜間			

(1) 通常の訪問介護（2時間ルールが適用されるもの）

	通常の訪問介護事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の状況	
		指定あり	実施予定
日中	要介護1～要介護5		
夜間			

(2) 頻回の訪問介護（2時間ルールが適用されないもの）

	通常の訪問介護事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の状況	
		指定あり	実施予定
日中	算定不可	要介護3～要介護5	
夜間	要介護1～要介護5		

(2) 頻回の訪問介護（2時間ルールが適用されないもの）

	通常の訪問介護事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の状況	
		指定あり	実施予定
日中	算定不可	要介護1～要介護5 要介護1-2は認知症の者に限る	要介護3～要介護5
夜間			

注：「2時間ルール」・・・前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けること

○頻回の訪問介護を含む利用者の訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（訪問看護サービス含まないもの）を上限

41

### ③ サービス提供責任者の配置基準等の見直し

中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所に対する評価を行う。

特定事業所加算（Ⅳ）（新規）⇒所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算

#### ※ 算定要件等

- 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置していること（利用者数が80人未満の事業所に限る。）【人材要件】
- サービス提供責任者全員に、サービス提供責任者業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修が実施又は予定であること。【体制要件】
- 利用者総数のうち、要介護3以上、認知症自立度Ⅲ以上の利用者が60%以上であること。【重度対応要件】

また、常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」とする見直しを行う。

④ 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い

訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算について見直しを行う。ただし、減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所（いわゆる「サテライト事業所」）となる場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しないこととする。

訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算

所定単位数に90/100を乗じた単位数 ⇒ 所定単位数に70/100を乗じた単位数

※ 算定要件等

- 訪問介護員2級課程修了者（平成25年4月以降は介護職員初任者研修修了者）であるサービス提供責任者を配置していること。
- 減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所となるものとして、平成27年度末までに都道府県知事に届け出た場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しない。

⑤ 生活機能向上連携加算の拡大

生活機能向上連携加算について、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、リハビリテーション専門職と共同して、利用者の身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合についても評価することとする要件の見直しを行う。

※ 算定要件等

- サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)による指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。
- 当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービスを提供していること。
- 当該計画に基づく初回の当該指定訪問介護が行われてから3 ヶ月間、算定できること。

⑥ 訪問介護と新総合事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い

訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

⑦ 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供（訪問系サービスにおける評価の見直し）

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについて、以下の場合の評価を見直す。

(ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算する。

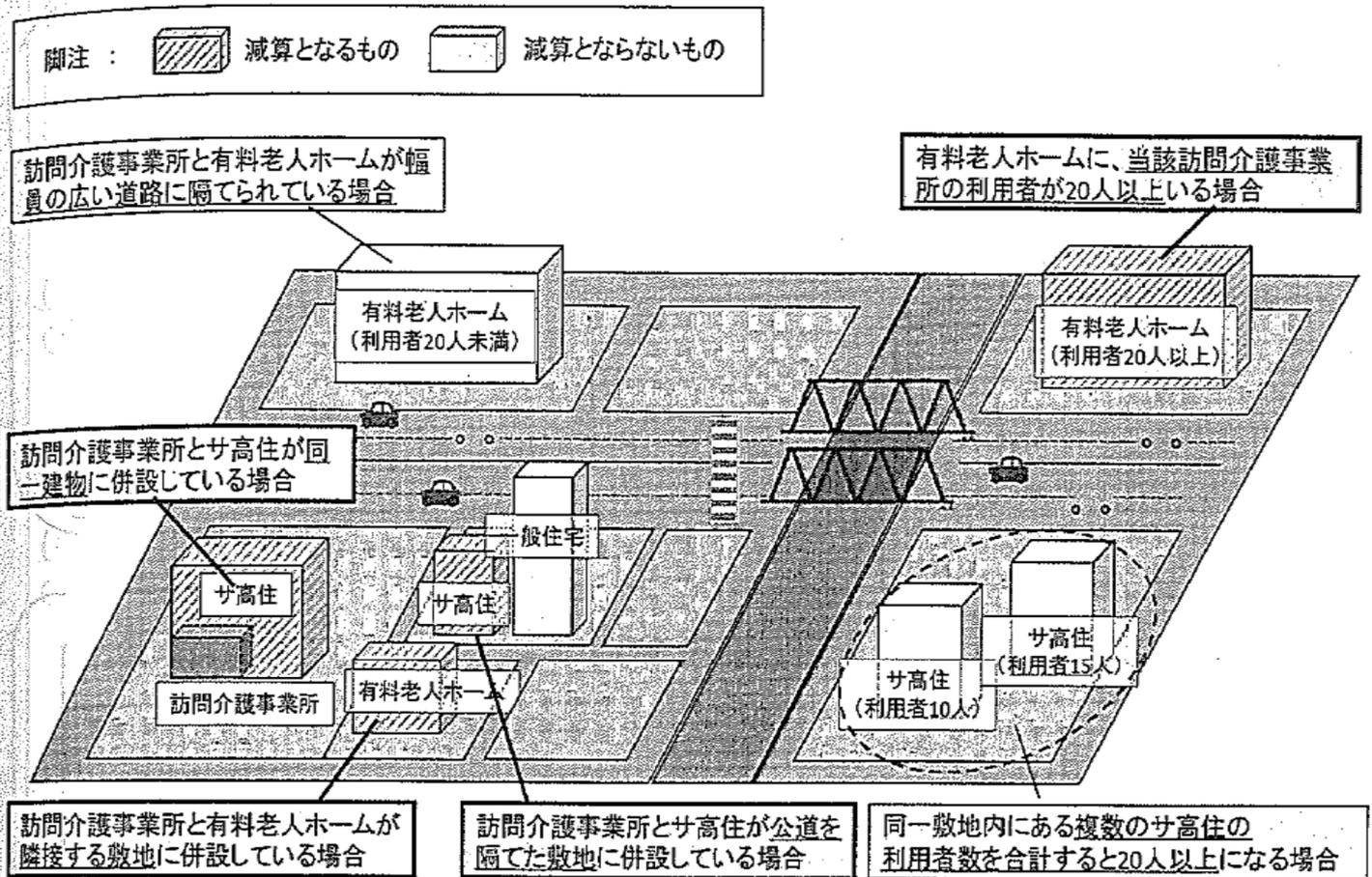
(イ) 上記以外の建物（建物の定義は同上）に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が一定数以上であるものについて、新たに減算する。

※ 算定要件等

○ 集合住宅の居住者にサービス提供する場合に減算対象となる利用者は以下のとおりとする。

- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する者
- ・ 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

2.5. 集合住宅におけるサービス提供<参考> 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直しイメージ図（訪問介護の場合）



（訪問介護員等の員数）

第五条（略）

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3・4（略）

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

6 指定訪問介護事業者が第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第七条（略）

2 指定訪問介護事業者が第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(2) 実地指導等での主な指摘事項

サービス種別 訪問介護

区分	内容
訪問介護員等の員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>① (利用者数が少ない等の理由により、) 訪問介護員等を常勤換算方法で 2.5 以上確保できていない。</li> <li>② 併設の住宅型有料老人ホーム等の職員と訪問介護員等を兼務させているが、勤務体制を明確に区分せず一体的に運営しているため、指定訪問介護事業所の従業者としての勤務時間が不明確であり、指定訪問介護事業所の従業者としての勤務時間の確認ができない。</li> <li>③ 常勤のサービス提供責任者を配置していない。</li> <li>④ サービス提供責任者が 1 名のみの訪問介護事業所において、サービス提供責任者が、併設の有料老人ホームの業務や指定訪問介護に該当しない業務に従事しており、常勤専従要件を満たしていない。</li> <li>⑤ 利用者の数が 40 人を超えているが、サービス提供責任者を 1 名しか配置していない。</li> <li>⑥ 訪問介護員等の資格要件を満たしていない者が訪問介護サービスの提供を行っている。</li> </ul>
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 常勤の管理者を配置していない。</li> <li>② 管理者が併設事業所等のサービス提供業務に従事しており、訪問介護事業所の営業時間に勤務していない日が多く、管理業務等に支障をきたしている。</li> </ul>
設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設備(事務室・相談室等)が届出の用途・内容と異なっている。</li> <li>② 個人ファイル等の個人情報の保管状態が不適切である。</li> </ul>
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「重要事項説明書」と「運営規程」の記載(事業所の住所、営業日、営業時間、通常の事業の実施地域など)に相違がある。</li> <li>② 「重要事項説明書」に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順、利用料金等の利用申込者がサービス選択するために必要な事項が記載されていない。</li> <li>③ 重要事項の説明を行っていない。(行っていることが確認できない。)</li> <li>④ 利用開始についての利用申込者の同意・交付の有無が明確でない。</li> </ul>
心身の状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス提供開始時及び計画変更時等において把握した、利用者の心身の状況について記録されていない。 居宅サービス計画、訪問介護計画、実際に実施した訪問介護の内容が整合していない。</li> </ul>
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 居宅サービス計画とは異なる内容で継続的にサービスを行っており、居宅サービス計画の変更について居宅介護支援事業所との連携が図られていなかった。</li> </ul>
居宅サービス計画等の変更の援助	
身分を証する書類の携行	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 身分を証する書類を作成していない職員がいる。</li> </ul>
サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス提供した際の、提供日、提供時間、サービス提供者の氏名、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。</li> <li>② サービスの開始時刻・終了時刻が、実際の時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられている標準的な時間となっている。</li> <li>③ サービス提供の記録を作成していない。</li> </ul>

訪問介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス提供責任者が、居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿って、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成していない。</li> <li>② サービス提供前に訪問介護計画を作成していない。</li> <li>③ 訪問介護計画は作成しているが、提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対し説明が行われておらず、同意も得られていない。</li> <li>④ 訪問介護計画を利用者に交付していない。</li> <li>⑤ 訪問介護計画の作成後、サービス内容に変更があっても見直していない。</li> <li>⑥ 訪問介護計画の作成に当たって、居宅（介護予防）サービス計画の交付を受けていない。また、更新・変更された居宅（介護予防）サービス計画の交付を受けていないため、居宅（介護予防）サービス計画に沿った内容となっていない。</li> <li>⑦ 居宅（介護予防）サービス計画に基づかないサービスを位置付けている。</li> <li>⑧ 訪問介護計画の目標の設定期間終了時において実施状況の把握が行われていない。</li> </ul>
管理者及びサービス提供責任者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理者が管理者の本来業務（従業者及び業務の一元的管理、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令、訪問介護の業務把握等）を実施できていない。</li> <li>② サービス提供責任者がサービス提供責任者の本来業務を実施できていない。</li> </ul>
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 勤務予定表が作成されていない。</li> <li>② 勤務予定表に管理者、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係などが明記されていない。</li> <li>③ 訪問介護事業所の訪問介護員等の勤務と訪問介護以外の業務（併設住宅型有料老人ホーム等）が区分された勤務表が作成されていない。</li> <li>④ 派遣契約といった形態でサービス提供を行っているが、契約関係が確認できない。</li> <li>⑤ 訪問介護員等に対して、研修を実施していない、実施はしているが、研修の記録を作成していない。</li> </ul>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理者が従業者の健康診断の結果を把握し、記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。</li> <li>② 感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置を採っていない。</li> <li>③ 各種マニュアルは整備しているが、従業者に周知されていない。</li> </ul>
掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業運営に当たっての重要事項が掲示されていない。</li> <li>② 掲示されている内容が、最新のものではない、実態と異なっている。</li> </ul>
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 従業者の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間で取り決め（誓約書、労働条件通知書等）が行われていない。</li> <li>② 利用者及びその家族の個人情報を用いることについて、文書による同意が得られていない。</li> </ul>
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 苦情処理に関する記録様式（処理簿・台帳等）が作成されていない。</li> <li>② 苦情処理の内容が記録様式に記録されていない。</li> </ul>
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故（「ヒヤリハット」を含む。）に関する記録様式（報告・台帳等）が作成されていない。</li> <li>② 事故（「ヒヤリハット」を含む。）の事例報告が記録様式に記録されていない。</li> <li>③ 事故が発生しているが、保険者に報告していない。</li> <li>④ 損害賠償保険に加入していない。</li> </ul>
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所ごとに経理を区分していない。</li> <li>② 介護保険事業と他の事業の経理・会計が区分されていない。</li> </ul>
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス提供の記録の保存ができていなかった。</li> </ul>

医行為	① 介護職員等による医行為が行われている。
介護給付費算定に関する基準	<p>① 体調確認、バイタルチェックのみで身体1を算定している。</p> <p>② 訪問介護を1日に複数回行っているが、算定を誤っている。(2時間未満の間隔で訪問介護の提供を行い、合算せずに、それぞれ単独で算定している。)</p> <p>③ 指定(介護予防)訪問介護の介護報酬請求を行っているもののうち、サービスの提供の記録が確認できない。</p> <p>④ 訪問介護員等の資格要件を満たしていない者が訪問介護サービスの提供を行っている。</p> <p>⑤ 介護職員初任者研修修了者をサービス提供責任者に配置しているが訪問介護費の減算を行っていない。</p>
初回加算	<p>① サービス提供責任者が訪問介護を行わず、同行訪問も行っていない。</p> <p>② サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合に、その旨を記録していない。</p>
特定事業所加算	<p>① 訪問介護員等の一部に対して、研修計画の作成及び研修の実施、定期的な会議への参加、健康診断の実施が行われていない。</p> <p>② 訪問介護員等ごとに作成する研修計画に「研修の目標」、「内容」、「実施時期」等がない。</p> <p>③ サービス提供責任者から訪問介護員への指示が「文書等の確実な方法」により行われていない。</p> <p>④ 重要事項説明書等に「緊急時における対応方法」が記載されていない。</p>
届出	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更の届出が、10日以内に、届け出られていない。